イ　建築監理主任技術者については、上記③ア建築監理に関する業務分野について、工事監理者の下で担当技術者を統括する業務。

ウ　構造監理主任技術者については、上記③イ構造監理に関する業務分野について、工事監理者の下で担当技術者を統括する業務。

エ　電気設備監理主任技術者については、上記③ウ電気設備監理に関する業務分野について、工事監理者の下で担当技術者を統括する業務。

オ　機械設備監理主任技術者については、上記③エ機械設備監理に関する業務分野について、工事監理者の下で担当技術者を統括する業務。

⑤　工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者、電気設備監理主任技術者及び機械設備監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係。）にあること。

⑥　工事監理者は、一級建築士を配置できること。

⑦　次のアからエまでに示す要件を満たす工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

ア　平成14年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに契約履行が完了した業務実績として、次のエに示す実績要件（施設の建築工事の完成及び引渡しが完了したものであって、新築又は増築の工事監理業務に携わったものに限る。）を満たす工事において担当する業務分野（工事監理者の場合は上記③アの分野の実績を含む。）の工事監理業務実績を有する者であること。また、上記の期間に１年以上の長期休暇を取得した場合の取扱いは、上記⑶⑦アによる。

イ　携わった実績については、次のエのうち、工事監理者、建築監理主任技術者及び構造監理主任技術者にあってはＡの項目、電気設備監理主任技術者にあってはＢの項目、機械設備監理主任技術者にあってはＣの項目に該当する実績を有する者であること。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ウ　工事監理者は１名とするが、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ない。ただし、工事監理者及び各監理主任技術者の兼務はいずれも認めない。

また、第一次審査資料提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても上記ア及びイの要件を満たしていなければならない。

エ　実績要件

Ａ　工事監理者、建築監理主任技術者及び構造監理主任技術者　上記⑶⑦エＡａ．及びｂ．に示す要件を満たした建物の工事の工事監理業務。ただし、上記⑶⑦エＡａ．及びｂ．は同一の業務実績でなくても可とする。建築監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含む業務実績を有する者であること。

Ｂ　電気設備監理主任技術者　上記⑶⑦エＢａ．及びｂ．に示す要件を満たした建物の工事（上記⑶⑦エＢａ．及びｂ．に示す工事種目のシステム一式工事であること。）の工事監理業務。ただし、上記⑶⑦エＢａ．及びｂ．は同一の業務実績でなくても可とする。

Ｃ　機械設備監理主任技術者　上記⑶⑦エＣａ．及びｂ．に示す要件を満たした建物工事（上記⑶⑦エＣａ．及びｂ．に示す工事種目のシステム一式工事であること。）の工事監理業務。ただし、上記⑶⑦エＣａ．とｂ．は同一の業務実績でなくても可とする。

⑹　維持管理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たすこと。

①　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

②　維持管理業務を実施するに当たって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。

③　維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して行う場合にあっては、いずれの維持管理企業においても上記①及び②を満たしていること。

⑺　運営企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たすこと。

①　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

②　運営業務を実施するに当たって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。

③　運営業務を複数の運営企業が分担して行う場合は、いずれの運営企業においても上記①及び②を満たしていること。なお、運営企業は運営業務に係る主体的部分として総合的な企画及び業務遂行の管理を実施することが求められ、主体的部分以外の部分（福利厚生サービス提供業務にあっては利用者に直接サービスを提供する部分。）については第三者に委託することが可能である。

④　警備業務を担当する運営企業は、「警備業法」（昭和47年法律第117号）第４条に基づく認定を有する者であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　応募者は事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、次の⑵によって得られる基礎点と加点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑵　応募者からの事業提案を入札説明に添付する事業者選定基準（以下「選定基準」という。）に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合は、その部分は採点の対象としない。

①　事業提案が業務要求水準（必須項目）を全て充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案が全ての業務要求水準（必須項目）を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない若しくは記載のない場合は欠格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

②　事業提案のうち国が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点）を付与する。加点項目は選定基準による。

⑶　上記⑴において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44大阪合同庁舎１号館　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課契約第二係　電話06（6942）1141㈹　内線2531

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成29年４月25日から平成29年９月27日まで。（ＵＲＬ：http://www.kkr.mlit.go.jp/build/policy/pfi/oosaka6/index.html）にて交付する。なお、本入札公告及び入札説明書については、上記⑴で書面により交付する。

⑶　第一次審査資料の提出期間、場所及び方法　平成29年４月26日から平成29年６月１日までの「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前９時15分から午後６時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。提出場所は上記４⑴に同じ。なお、提出する資料は持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

⑷　入札書及び第二次審査資料の提出期限、場所及び方法　平成29年９月27日正午まで。提出場所は上記４⑴に同じ。なお、提出する資料は持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

⑸　開札の日時及び場所　平成29年11月24日13時30分　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44大阪合同庁舎第１号館新館２階　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。